

枚方市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年（2025 年）4 月 28 日

枚方市監査委員	上	森	太一郎
同	分	林	義一
同	番	匠	映仁
同	一	原	明美

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市 伏見 隆

令和 7 年（2025 年）3 月 31 日付け市医第 1568 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

3. 監査の結果に関する報告

令和 7 年（2025 年）3 月 27 日付け枚監査第 326 号

「定期監査等の結果について」

4. 講じた措置の内容

（1）対象部局名及び指摘事項

《市民生活部 医療助成・児童手当課》

○児童手当等及び各医療助成等返還金債権の管理・回収について

児童手当等及び各医療助成等返還金については、受給資格喪失が発生原因の一つであることから、広報や市のホームページ等で手続について周知するなど未然防止に努めているが、毎年度、返還金が発生している状況である。返還金の管理及び回収については、枚方市債権管理及び回収に関する条例（以下「債権管理条例」という。）及び同条例施行規則に基づき手続を行う必要があり、前回、前々回の監査でも意見しているところである。しかしながら、今回の監査においても、督促手続が規定されている時期に行われていない事例や延滞金の賦課が行われていない事例等、同様の事例が見受けられたことは、非常に遺憾であると言わざるを得ない。

引き続き返還金の発生抑止に努めるとともに、債権管理条例に基づいた厳正な手続を徹底的に行い、適正な債権管理及び回収に取り組むよう指摘する。

（2）措置内容

○児童手当等及び各医療助成等返還金債権の管理・回収について

児童手当等及び各医療助成等返還金債権の管理・回収については、枚方市債権管理及び回収に関する条例及び同条例施行規則に基づく手続きを進めていくことを基本とし、返還金の回収における手続きについては、返還金発生後、請求から督促までを一連の事務手順として規定の期間内に確実にを行うことを徹底するとともに、催告についても実施時期などを定めた年間スケジュールを作成し、原則定めた時期に催告を行っていくこととした。

延滞金の賦課事務については、基幹システムに算定する機能が備わっていない

ことから、独自に算定様式を作成し、その算定様式に個々の情報を入力後、延滞金を算出し賦課を行っている。

また、各職員においては、債権回収業務の重要性を再認識し、適切な事務執行に努めていく。